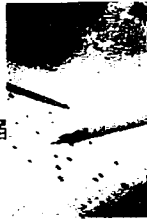


大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻  
猪井博登

「多送サービスの利用者評価に関する調  
査研究」

## 調査の概要

- 利用者調査: 移送サービス利用者
  - ◆ 配布数: 280人
  - ◆ 10月19日配布
  - ◆ 11月16日締め切り
  - ◆ 郵送配布、郵送回収
- 運営団体調査
  - ◆ 大阪府内の福祉有償運送許可取得団体
  - ◆ 配布数: 176団体
  - ◆ 10月19日 11月2日 配布
  - ◆ 11月16日締め切り
  - ◆ 郵送配布、郵送回収



## 大阪府の福祉有償運送取得団体の実態

- 事業内容
  - ◆ 利用対象者、利用目的
  - ◆ 利用可能時間帯
  - ◆ 乗降時に行っているサービス
- 事業規模
  - ◆ 会員数、利用者数
  - ◆ 運転者数、車両数
- 原車の規模
  - ◆ 原車の補てん方法
- 運賃の値上げについての移行
- 今後の福祉有償運送の更新を行うか?

## 調査の視点1

大阪府の福祉有償運送の許可件数が増加している



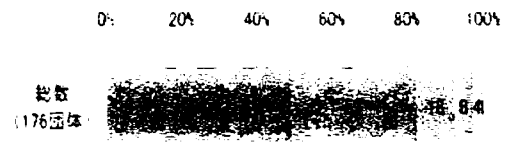
年間1000万円の運営費用が必要であるが、20万円程度の収入しかない。

ある移送サービス運営者

継続するのだろうか？  
 どうやって赤字を埋め合わせているのだろうか？  
 そのようなところが福祉有償運送を取っているのだろうか？

\*大阪での福祉有償はどのようなものを想像すれば良いのだろうか？

## 大阪府の福祉有償運送の実施団体の分類



\* NPO                      \* 社会福祉法人                      \* 社会福祉協議会  
 医療法人                      生活協同組合                      その他

## ② 視点2

### 福祉有償運送運営委員会での議論



◆ タクシーの1/2運賃が議論となる

◆ 移送サービス事業者 なぜ、タクシーの1/2運賃?

◆ タクシー会社 1/2でも高い

タクシーの運賃の6割程度が人件費

ボランティアで運行しているなら4割で運行できるはずだ!

「福祉有償運送とタクシーが同じサービスを提供している」

仮定が間違っている?

## ② サービスが利用される理由の想定

介護タクシー・福祉タクシーのことも含み	から
介護タクシー・福祉タクシーが	から
費用料金は移送サービスの方が	から
に特別な	を払わなくてよいから
がよいから	
の方に立てもらえるから	
福祉タクシー・介護タクシーより	だと思うから
福祉タクシー・介護タクシーより	(リフト付き車等) を利用できるから
福祉タクシー・介護タクシーより	がよいから
介護タクシーの	(要介護度・車上の設定を揃けていない) から
介護タクシー・福祉タクシーより	から

## ③ 検証方法

1 移送サービスとタクシーどちらを選んでいるか質問

◆ 選んでいる理由を把握する

2 移送サービス利用者が支払える額と運営にかかる費用

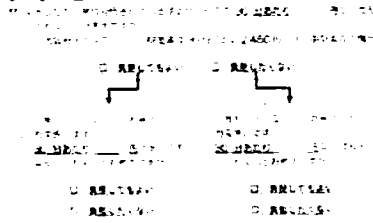
◆ 利用者がサービスに支払おうと思う金額

◆ 移送サービスの運営にかかる費用

## ③ サービスのサービスに対する支払意志額

◆ 仮想市場法を用い、移送サービスにいくらの価値を感じているかを質問

◆ 支払意志額 = 「××円なら払ってもよい」



## コスト

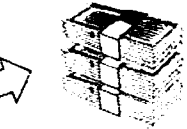
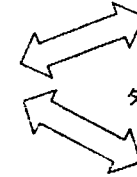
1年当たりの支出総額

- 燃料費
- 運転手への報酬
- 維持管理費
  - 車検代
  - 駐車場代
  - 自動車税
- 保険
  - 自動車保険
  - ボランティア保険
- 研修・資格取得に要する費用
- 運転者講習

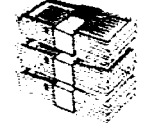
## 結果の予測

移送サービス利用者の  
移送サービスに対する  
支払意志額

移送サービス運営に必  
要な額



タクシーの料金



- タクシーと移送サービス同様の評価を受けているか？
- 赤字にならないようにする場合の運営は？

## サービスの価値と支払意志額の関係



## 調査の概要：回収の現状

- 利用者調査：移送サービス利用者
  - ◆ 280人
  - ◆ 現在の回収数 42(15%)
- 運営団体調査
  - ◆ 大阪府内の福祉有償運送許可取得団体
  - ◆ 176団体
  - ◆ 現在の回収数 32(18%)

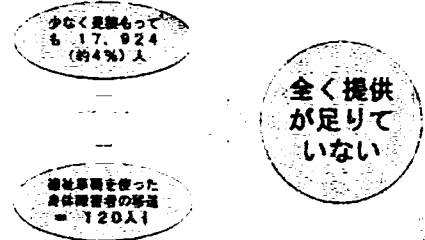
## お願い

- ◆まだ十分な数の回答が得られていません。
- ◆正確な状況を表現するには、できる限り多くの回答を得ることが重要です。
- ◆調査票の締め切りは16日ですが、まだ調査票をお持ちの団体は、23日までにお願いしますようお願いいたします。



## 送サービス提供の現況（2005年12月）

崎市（人口45万人）で移送サービスを必要とする身体障害者数（現在使っていない人も含む）の推



※どのように提供を増やしていくか？が課題

## 親な嗜好

～高級な嗜好の問題～

- ・パンが食べられないと不満足をもらす質しい人
  - ・ディナーに高級ワインが出てこなかったと不満を溜らすお金持ち
- 満足を分け隔てなく使うと、こちらに資源を分配しなければならなくなる

本来に困っている人を見誤ってしまう



※潜在的利用者数があり、これを考えることの意義

本、道路運送法の改正によって福祉有償運送の提供量が増えたのか？

事故のリスクへの認知によって、運転者が増えていない。=むしろ減っている

多くの無償運送か、福祉有償運送の枠組み内での運行に分かれる

\* 両者に該当しない、地域で行われてきた助け合いが実現しにくくなる。

\* 提供量は増えていないのではないかと？

## 協議会方式に関する考察

協議会方式に関して考察を行うこととなった原因

\* 法定協議会において、多数決による合意が正しいのか

・ 手続き的公平のため、議決方法をあらかじめ合意？

\* 多数決で議決してしまうならば、議会とおなじ、むしろ民主的な選挙で選ばれた議会の法での議論の方が望ましい。

・ 話し合うことに意義があるので、議金と異なる？

議論を行っても、申請者と反対者の意見の狭間が埋まらない

## 「自助」の仕組み

■ 補完性原理

公助	国・地方自治体
互助	地域
共助	家族・親戚など
自助	本人

## 協議会制度に関する考察

■ 協議会制度が発展している欧州では・・・

◆ フランスなどでは行政事業に非常に強い権限が与えられている。

◆ そのため、事業の説明など協議会制度が整備されている

◆ ハイデルベルグでは、だれでも参加できるフォーラムを作る

◆ 意見が分かると、中止となる

◆ そのため、協議が整わなかったときのことを書かなければいけない。

## 協議会制度に関する考察

- 多数決原理で行うならば協議会方式は、動員ではない
- 協議会制度では、合意できない時には、決めないことを選ぶべきである。
- 協議が整わない時は行政判断で行わなければならない
- 協議会は、自主的取り組みの促進が中心。
- 自主的にやっていることをやりやすくするもの
- 福祉有償運送に運営協議会は？

## 何ができているか？」ではなく、「達成を妨げられないか？」

- ある生き方を「している」「していない」
  - ◆ 機会による評価
  - ～生き方を達成することを妨げることがないか？
- 行為主体的自由から考えるこれまでの福祉計画の問題点～申請主義
  - ✓ 言わなければ何もない
  - ✓ 制度を知らない人は利用できない
  - ✓ 声をあげられない人のことを考え

## 行為主体的自由とは？

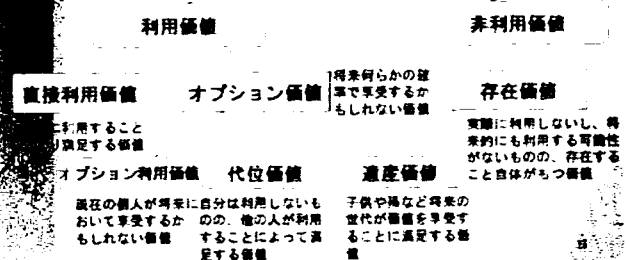
- 行為主体的自由
  - ◆ 自分自身で物事を決めることが大事
- 例
- 手の不自由な人が投票できる機械を作った場合～福祉的自由の確保
- ただ、その人が投票したくないのに無理やり投票させた場合、行為主体的自由が阻害されたという。

交通で考えると・・・

- 外出したくもないのに無理やり外出させる。
- 外出数の増減で計画の評価を行う

## 送サービス整備の価値

### 移送サービスの整備



## 社とは 社会とは

### ■「福」「祉」

- ◆しあわせ

### ■「社」

- ◆仕事のために同志が集まった団体。組合。
- ◆よのなか。世間。

### ■「会」

- ◆物・事が一つになり、離れていない、また矛盾がない。[合]
- ◆互いに、また、一方が他方に、つり合う。

## 社的供給の側面から

- 福祉的供給とは、善く生きていくための環境整備を目的とし、市場に任せているだけでは満たされないものやサービスを供給する。

- ◆ 「サービスに対するニーズは無限」

- ◆ 市場を任由しないため、「どのニーズを満たされなければならないか」は解決しなければならない課題

- ・ 地域にどのような移動で困っている人がおり
- ・ 移動を実現する方法を考える